

## 物価高騰対応重点支援給付金について（Q&A）

### 【支給のお知らせについて】

#### Q1-1 「支給のお知らせ」が届きました。何か手続きが必要ですか？

A 特に申請等の手続きは必要ありません。

前回の給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金：3万円）を支給した口座へお振込みしますので、支給予定日までお待ちください。

#### Q1-2 「支給のお知らせ」はどのような世帯に届くのですか？

A 今回の給付金の支給対象世帯は、基準日（令和5年12月1日）時点で長岡市に住民登録がある世帯において、世帯全員の令和5年度住民税が非課税の世帯です。（Q2-1を参照）

そのうち、前回の給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金：3万円）を受給され、その後に世帯状況に変更がない世帯に「支給のお知らせ」をお送りしました。

ただし、所得を申告していない方や長岡市に課税情報がない方を含む世帯は、支給要件を満たしているかを改めて確認する必要があるため、「支給のお知らせ」ではなく、「確認書」をお送りします。

#### Q1-3 振込先口座を変更できますか？／給付金の受給を辞退できますか？

A 振込先口座を変更したい場合や、給付金の受給を辞退したいという場合は、令和6年1月22日（月）までに、下記問い合わせ先にご連絡ください。

#### 【問い合わせ先】

長岡市非課税世帯等臨時特別給付金室

電話番号：0258-39-2347

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

### 【確認書について】

#### Q2-1 価格高騰重点支援給付金の確認書はいつ頃発送されますか？

また、給付金はいつ頃支給してもらえますか？

A 確認書は対象となる世帯へ令和6年1月18日（木）以降に発送予定です。

また、返送が必要になりますので同封の返信用封筒にて返送してください。

支給は返送のあった確認書を本市が受理してから、内容に不備がなければ約3週間後を目安に順次支給していきます。

#### Q2-2 価格高騰重点支援給付金の支給対象世帯を教えてください。

A 基準日（令和5年12月1日）時点で長岡市に住民登録がある世帯において、世帯全員の令和5年度住民税が非課税の世帯です。

ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯や、令和5年12月2日以降に他市町村から転入した世帯は対象になりません。

### Q2-3 確認書の記載について教えてください。

A 記入例を参考に、確認書に記載のある次の項目を確認し、①及び②にチェック☑をつけて返送してください。いずれか1つでもチェック☑がつけられない場合は給付金を受け取れません。

また、世帯主氏名（住民登録上）、確認日、連絡先電話番号の記載と、支給先が確認書上部に印字されている口座で問題ないかを確認（支払口座の変更を希望する場合又は支払口座の印字がない場合はQ2-4へ進む）し、返送してください。

- ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

### Q2-4 確認書の返送で必要な添付書類はありますか？

A 記入例を参考に、確認書上部に印字されている支払口座から本人名義の別口座に振込先を変更する場合や、あらかじめ確認書に支払口座の印字がない場合は、受取口座記入欄に新たな支払口座を記入のうえ、口座確認書類（通帳等）の写しを必ず添付してください。加えて、振込先を本人名義以外の別口座に変更する場合や、代理人が受給する場合は本人（代理人）確認書類の写し（マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、保険証等）を必ず添付してください。

### Q2-5 確認書はいつまでに送ればよいですか？

A 令和6年2月29日までに同封の返信用封筒にて返送してください。

### Q2-6 支給を辞退することはできますか？

A 記入例を参考に、支給を辞退する場合や、Q2-3の①、②の確認事項に1つでも該当しない場合は、確認書中段にある【私の世帯は給付金を受給しません】欄に×印と、空きスペースに給付金を受給しない理由を記載し同封の返信用封筒にて返送してください。

### Q2-7 基準日（令和5年12月1日）以降に申請・受給権者であった世帯主が死亡した場合はどうなりますか？

A (1) 確認書を返送されることなく亡くなられた場合

【亡くなられた世帯主以外に世帯員がいる場合】

新たに世帯主となった方が給付を受けることとなります。この場合、確認書には新たな世帯主となった方の内容を記載してください。

【単身世帯の場合】

世帯自体がなくなるため、給付されません。この場合は、給付金に関する文書を今後送付しないようにするため、非課税世帯等臨時特別給付金室までご連絡くだ

さいますようお願いいたします。

(2) 確認書の返送後に亡くなられた場合

亡くなられた世帯主に給付され、他の相続財産とともに相続の対象となります。

ただし、単身世帯で確認書の確認日前に亡くなられた場合は、亡くなられた方以外の方から確認書の返送があったとしても支給対象となりません。

**Q2-8 令和5年度の住民税は非課税ですが、確認書が送られてこないのはなぜですか？**

- A 基準日（令和5年12月1日）時点の世帯において、世帯全員の令和5年度住民税が非課税にもかかわらず確認書が送られてこない場合は、世帯全員が住民税が課税されている親族等からの扶養を受けているか、令和5年12月2日以降に他市町村から転入した世帯のため、対象外となっている可能性があります。住民税における取り扱いとして誰に扶養されているかわからない場合は、個人情報につき市ではお答えできませんので親族内でご確認ください。

**Q2-9 既に他市町村で住民税非課税世帯等に対する給付金を受給していても、長岡市の物価高騰重点支援給付金は対象となりますか？**

- A 長岡市の今回の給付金は、他自治体での支給も含め1世帯1回のみとなります。

**Q2-10 給付金を受け取るのは誰ですか？**

- A 原則として、住民税非課税世帯への給付は令和5年12月1日時点で住民基本台帳に記録されている世帯主へ振り込みます。  
ただし、特別な理由がある場合は世帯主以外の方が受給することもできます。  
(Q2-11を参照)

**Q2-11 給付金の受取口座を世帯主以外の者に変えることはできますか？**

- A 給付金の受取口座は原則、世帯主本人名義の口座に限りますが、世帯主以外の者が代理で支給を受ける場合、代理人の本人確認書類の写し及び口座確認書類の写しが必要です。  
なお、法定代理人の場合は登記事項証明書の写し及び口座確認書類の提出のみで、委任状や本人確認書類の写しは不要です。

**Q2-12 世帯主が身体が不自由で、自分で確認（申請）できない場合は、どのように確認（申請）したらよいですか？**

- A 本人による確認（申請）が困難な方は、代理人による確認（申請）も可能です。「令和5年12月1日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者」や「法定代理人」、「親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方（※）」による代理確認（申請）が認められ、原則、代理人の本人確認書類を提出していただけます。  
ただし、世帯構成員による代理確認（申請）は単なる本人に代わる代筆確認（申

請)とも捉えることができるため、この場合、代理人の本人確認書類は提示のみで構わないこととします。

※ 別世帯の親等、世帯主の身の回りの世話をしている方

**Q2-13 配偶者からの暴力(DV)を理由に住所地以外に避難しているが、給付金の対象になりますか？**

- A 配偶者からの暴力を理由に避難している方で令和5年12月1日時点の居住地と住所地が異なる場合でも、要件を満たせば、給付金の申請が可能です。事前に聞き取りが必要となりますので、長岡市配偶者暴力相談支援センターへご相談ください。

**【問い合わせ先】**

長岡市配偶者暴力相談支援センター

電話番号：0258-33-1233

相談時間：月・火・木・金曜日 午前10時～午後5時（受付は午後4時30分まで）

水曜日 午前10時～午後7時30分（受付は午後7時まで）

土曜日 午前9時～午後4時（受付は午後3時30分まで）